

旧	新
<p>第14編 その他の災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害対策の推進</p> <p>第3 都市の防災構造化の推進</p> <p>(1) 市民に支えられた防災都市づくり</p> <p>□公民協働による災害に強い都市づくりを目指して、地方公共団体にとって使いやすく、かつ住民にとっても分かりやすい法律、予算等の枠組みの整理と制度の充実を図るとともに、市民の防災意識の醸成やその主体性を引き出すため、地方公共団体における行政情報の提供、主体的な地域住民のまちづくり活動への参加に対する支援等を促進するものとする。</p> <p>(2) 防災都市づくりの計画的推進</p> <p>□防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけについて必要に応じて助言を行うとともに、避難地、避難路、延焼遮断帯など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」の策定を促進するものとする。</p> <p>□「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、災害危険度の公表を始めとする行政情報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層の実施等を積極的に支援するものとする。</p> <p>□「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。</p> <p>(3) 避難地、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設の整備</p> <p>□避難路、延焼遮断帯、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。</p> <p>□地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難地、一次避難地、避難路、延焼遮断帯、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統的かつ計画的な配置を推進するものとする。</p> <p>□避難地等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。</p> <p>(4) 防災上重要な地域における建築物の不燃化</p> <p>□防火、準防火地域の計画的指定について必要に応じて助言を行うとともに、特に避難地、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上重要な</p>	<p>第14編 その他の災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害対策の推進</p> <p>第3 都市の防災構造化の推進</p> <p>(1) 市民に支えられた防災都市づくり</p> <p>□公民協働による災害に強い都市づくりを目指して、地方公共団体にとって使いやすく、かつ住民にとっても分かりやすい法律、予算等の枠組みの整理と制度の充実を図るとともに、市民の防災意識の醸成やその主体性を引き出すため、地方公共団体における行政情報の提供、主体的な地域住民のまちづくり活動への参加に対する支援等を促進するものとする。</p> <p>(2) 防災都市づくりの計画的推進</p> <p>□防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけについて必要に応じて助言を行うとともに、避難地、避難路、延焼遮断帯など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」の策定を促進するものとする。</p> <p>□「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、災害危険度の公表を始めとする行政情報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層の実施等を積極的に支援するものとする。</p> <p>□「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。</p> <p>(3) 避難地、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設の整備</p> <p>□避難路、延焼遮断帯、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。</p> <p>□地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難地、一次避難地、避難路、延焼遮断帯、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統的かつ計画的な配置を推進するものとする。</p> <p>□避難地等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。</p> <p>(4) 防災上重要な地域における建築物の不燃化</p> <p>□防火、準防火地域の計画的指定について必要に応じて助言を行うとともに、特に避難地、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上重要な</p>

地域においては、都市防災推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。

(5) 安全な市街地の整備等

□防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を推進するものとする。

(6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等

□「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区総合整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。

□土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの確保を推進するものとする。

(7) 防災上危険な密集市街地の整備

□密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律を踏まえ、防災機能の確保を図る都市計画制度の導入、建替えの促進、老朽木造建築物の除却、土地の権利の移転を円滑に行うことができる制度の活用、地域住民による市街地整備の取組みを支援する仕組みの活用や都市基盤整備公園のノウハウの活用等について必要に応じた助言を行うものとする。

□防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の既存の面的整備事業等の活用や、建築物の共同化・不燃化、道路・公園・緑地等の地区公共施設の整備等多様な事業を総合的・一体的に推進するものとする。

(8) 消防活動に資する施設等の整備

□消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。

□河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を推進するものとする。

□防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。

(9) 石油コンビナート等特別防災区域等における災害対策

□石油コンビナート等特別防災区域等における災害から周辺市街地の安全性を確保するため、防災緩衝地帯として緑地等の設置及び隣接市街地の耐震不燃化を促進するものとする。

(10) 災害に対して強い大都市圏の実現

□災害に対して強い大都市圏の整備を図るため、防災拠点及びその周辺の敷地整備等を行う地域一体型防災街づくり（広域防災街づくり）推進事業を推進するととも

地域においては、都市防災総合推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。

(5) 安全な市街地の整備等

□防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を推進するものとする。

(6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等

□「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。

□土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの確保を推進するものとする。

(7) 防災上危険な密集市街地の整備

□密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律を踏まえ、防災機能の確保を図る都市計画制度の導入、建替えの促進、老朽木造建築物の除却、土地の権利の移転を円滑に行うことができる制度の活用、地域住民による市街地整備の取組みを支援する仕組みの活用や都市再生機構のノウハウの活用等について必要に応じた助言を行うものとする。

□防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の既存の面的整備事業等の活用や、建築物の共同化・不燃化、道路・公園・緑地等の地区公共施設の整備等多様な事業を総合的・一体的に推進するものとする。

(8) 消防活動に資する施設等の整備

□消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。

□河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を推進するものとする。

□防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。

(9) 石油コンビナート等特別防災区域等における災害対策

□石油コンビナート等特別防災区域等における災害から周辺市街地の安全性を確保するため、防災緩衝地帯として緑地等の設置及び隣接市街地の耐震不燃化を促進するものとする。

(10) 災害に対して強い大都市圏の実現

□災害に対して強い大都市圏の整備を図るため、防災拠点及びその周辺の敷地整備等を行う地域一体型防災街づくり（広域防災街づくり）推進事業を推進するととも

第14編 その他の災害に共通する対策編

に、大都市等における都市の防災性の強化に関する調査・検討を行う。

第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

□広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格幹線道路や一般国道等の災害に強い広域的な幹線道路ネットワーク整備を進め、災害の発生に対して代替路となる経路を確保するものとする。

□災害の発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとする。

また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るものとする。

□道路施設等の点検を実施し、道路施設の現況の把握に努めるとともに、点検結果に基づき、必要な対策を実施するものとする。

□道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第5 土砂災害に対する安全性の確保

□土砂災害危険箇所等における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、警戒避難体制に必要な各種センサー等の設置及び流木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

□土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

□避難地、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

□土砂災害危険箇所の住民への周知体制、情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。

□災害等の恐れのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害危険箇所等についての情報提供を行うものとする。

第6 住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

に、大都市等における都市の防災性の強化に関する調査・検討を行う。

第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

□広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格幹線道路や一般国道等の災害に強い広域的な幹線道路ネットワーク整備を進め、災害の発生に対して代替路となる経路を確保するものとする。

□災害の発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとする。

また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るものとする。

□道路施設等の点検を実施し、道路施設の現況の把握に努めるとともに、点検結果に基づき、必要な対策を実施するものとする。

□道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第5 土砂災害に対する安全性の確保

□土砂災害危険箇所等における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、警戒避難体制に必要な各種センサー等の設置及び流木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

□土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

□避難地、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

□土砂災害危険箇所の住民への周知体制、情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。

□災害等の恐れのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害危険箇所等についての情報提供を行うものとする。

□大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、地方支分部局においてあらかじめ策定するものとする。

また、これを迅速、効果的に実施できるよう地方支分部局において、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

第6 住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

第14編 その他の災害に共通する対策編

□災害の防止に寄与する住宅等への建替えに対する融資、地すべり又は急傾斜地の崩壊による被害を被るおそれのある家屋の移転等を容易にするための融資、がけ崩れ等による災害が発生するおそれが著しい区域において災害の発生を未然に防止するための融資及び宅地造成に伴う災害を防止するための融資を実施する際の具体的な実施方法等について、必要に応じ住宅金融公庫を指導するものとする。

第7 宅地造成に伴う防災措置

□宅地造成に伴う災害を防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法に基づく宅造許可制度等の適正な運用を図り、擁壁の設置、地盤の改良等、安全で質の高い宅地供給に必要な措置について、指導を促進するものとする。

第8 鉄道施設の安全性の確保及び指導

□鉄軌道事業者に対し、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。

第9 港湾施設の整備

□災害時に住民避難や被災地の復旧・復興の支援拠点となる臨海部防災拠点について、危険物等取扱施設との距離等にも配慮しつつ整備を推進するとともに、港湾管理者に対して防災拠点が適切に管理運営されるようマニュアル等を整備し周知するものとする。

□被災地近傍に曳航し輸送拠点や災害復旧拠点となる浮体式防災基地の整備を図るとともに、災害時における円滑かつ適切な防災活動が実施されるよう、災害時の手続の簡素化等に配慮しつつ、あらかじめ関係機関において浮体式防災基地の運用に関する協定等を整えておくものとする。

□港湾施設が被災した場合に、その使用の可否等の判断や復旧活動に資する港湾の危機管理情報システム（残存耐力判定システム、復旧工事支援システム等）を整備し、被災後の輸送・荷役活動の安全確保や復旧工事等の迅速な実施を図るものとする。

第10 航空施設の整備

□既存施設の耐震強化等を行うとともに、災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

第11 避難地・避難路の確保・整備

□河川、海岸堤防の管理用道路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。

□都市基幹公園等の広域避難地となる都市公園、近隣公園、地区公園等の一次避難地となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定し体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置づけを推進するものとする。

□災害の防止に寄与する住宅等への建替えに対する融資、地すべり又は急傾斜地の崩壊による被害を被るおそれのある家屋の移転等を容易にするための融資、がけ崩れ等による災害が発生するおそれが著しい区域において災害の発生を未然に防止するための融資及び宅地造成に伴う災害を防止するための融資を実施する際の具体的な実施方法等について、必要に応じ住宅金融公庫を指導するものとする。

第7 宅地造成に伴う防災措置

□宅地造成に伴う災害を防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法に基づく宅造許可制度等の適正な運用を図り、擁壁の設置、地盤の改良等、安全で質の高い宅地供給に必要な措置について、指導を促進するものとする。

第8 鉄道施設の安全性の確保及び指導

□鉄軌道事業者に対し、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。

第9 港湾施設の整備

□災害時に住民避難や被災地の復旧・復興の支援拠点となる臨海部防災拠点について、危険物等取扱施設との距離等にも配慮しつつ整備を推進するとともに、港湾管理者に対して防災拠点が適切に管理運営されるようマニュアル等を整備し周知するものとする。

□港湾施設が被災した場合に、その使用の可否等の判断や復旧活動に資する港湾の危機管理情報システム（残存耐力判定システム、復旧工事支援システム等）を整備し、被災後の輸送・荷役活動の安全確保や復旧工事等の迅速な実施を図るものとする。

第10 航空施設の整備

□既存施設の耐震強化等を行うとともに、災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

第11 避難地・避難路の確保・整備

□河川、海岸堤防の管理用道路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。

□都市基幹公園等の広域避難地となる都市公園、近隣公園、地区公園等の一次避難地となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被災者の支援についても考慮した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置づけを推進するものとする。

- 避難地に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緑道等の整備を推進するものとする。
- 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう指導する。

第12 防災拠点の確保・整備

- 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、安全な市街地の整備を防災街区整備事業、土地区画整理事業等により推進するものとする。
- 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、自動車駐車場、交通広場等の整備を推進するものとする
- 内陸部において河川舟運等を活用した防災拠点を形成するために、主要大川と幹線道路、鉄道等の結節点付近にスーパー堤防を核として、地方公共団体、関係機関等の事業を総合的に実施し、広域的な避難地の確保、救援活動の拠点、復旧資材の運搬拠点等のための内陸防災拠点の形成を図るものとする。
- 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。
- 広域避難地、一次避難地、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点となる都市公園等については、防災公園等としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。

(略)

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内(本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。)及び関係省庁、地方公共団

する。

- 避難地に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緑道等の整備を推進するものとする。
- 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう指導する。

第12 防災拠点の確保・整備

- 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、安全な市街地の整備を防災街区整備事業、土地区画整理事業等により推進するものとする。
- 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、自動車駐車場、交通広場等の整備を推進するものとする
- 内陸部において河川舟運等を活用した防災拠点を形成するために、主要大川と幹線道路、鉄道等の結節点付近にスーパー堤防を核として、地方公共団体、関係機関等の事業を総合的に実施し、広域的な避難地の確保、救援活動の拠点、復旧資材の運搬拠点等のための内陸防災拠点の形成を図るものとする。
- 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。
- 広域避難地、一次避難地、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園等としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐震化を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。

(略)

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内(本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。)及び関係省庁、地方公共団

第14編 その他の災害に共通する対策編

体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

□災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるように、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。

□大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。

□道路情報モニター制度等の活用を図り、住民、道路利用者からの情報収集体制を強化するものとする。

□災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。

□非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。

□非常参集者の宿舎には、移動無線電話装置の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

□災害による停電等に対応するため、**専用マイクロ回線**施設には非常用発電設備を設置するとともに、重要拠点は7日間、他の施設については原則として3日間運転できるように、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

□防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。

□職員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、庁舎が被災した場合に備えて、避難路の確保、避難誘導マニュアルの整備等を図る。

□被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、防災情報の形式を標準化するとともに、情報の収集・伝達システムのIT化に努めるものとする。

第2 通信手段等の整備

□災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。

・夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、**専用マイクロ回線の複数ルート化・デジタル化、移動無線電話システムの通信エリアの拡大、衛星通信システムの整備、ヘリコプター画像伝送システムの整備等**総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため移動無線電話装置、衛星通信車、**移動多重無線装置**等の通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策

体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

□災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるように、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。

□大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。

□道路情報モニター制度等の活用を図り、住民、道路利用者からの情報収集体制を強化するものとする。

□災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。

□非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。

□非常参集者の宿舎には、移動無線電話装置の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

□災害による停電等に対応するため、**専用通信**施設には非常用発電設備を設置するとともに、重要拠点は7日間、他の施設については原則として3日間運転できるように、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

□防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。

□職員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、庁舎が被災した場合に備えて、避難路の確保、避難誘導マニュアルの整備等を図る。

□被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、防災情報の形式を標準化するとともに、情報の収集・伝達システムのIT化に努めるものとする。

第2 通信手段等の整備

□災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。

・夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、**専用通信施設、移動無線電話システム、衛星通信システム及びヘリコプター画像伝送システムの整備等**総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため移動無線電話装置、衛星通信車等の通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策

第14編 その他の災害に共通する対策編

用ヘリコプター、パトロールカー、監督測量船及び災害対策車等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策車等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・災害現地の情報収集を行うため、雨量計、監視用テレビカメラ、非常通報装置等の機器、デジタルカメラを利用した写真伝送システムを計画的に整備するものとする。

・関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけでなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が相互に通報するシステムの整備を推進するものとする。

・河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。

また、GISについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体が利用できるようにするものとする。

(略)

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

□防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に係る職員の研修を強化するものとする。

□職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第2 防災知識の普及

□防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

□交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配布する等に努めるものとする。

用ヘリコプター、パトロールカー、監督測量船及び災害対策車等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策車等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・災害現地の情報収集を行うため、雨量計、監視用テレビカメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。

・関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけでなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が相互に通報するシステムの整備を推進するものとする。

・河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。

また、GISについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体が利用できるようにするものとする。

(略)

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

□防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に係る職員の研修を強化するものとする。

□職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第2 防災知識の普及

□NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行う。

□防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

□交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配布する等に努めるものとする。

第14編 その他の災害に共通する対策編

- 水防月間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、雪崩**防災**週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- 浸水被害、土砂災害等の危険箇所や避難地・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するとともに、市町村の防災計画等にも位置付けるよう働きかけるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。
- 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、**児童**等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 人材の育成

- 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

(略)

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 災害が発生した場合、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め、多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の把握・連絡

- 地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに非常本部等に連絡するものとする。

(2) 被害情報の収集・連絡

- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、災害発生後、施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲に関する第1次情報など緊急に必要な情報は災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。
- 本省内各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、非常本部等に報告するものとする。

- 水防月間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、雪崩**防止**週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- 浸水被害、土砂災害等の危険箇所や避難地・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するとともに、市町村の防災計画等にも位置付けるよう働きかけるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。
- 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、**乳幼児、妊産婦**等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるとともに、**被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。**

第3 人材の育成

- 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、**地すべり防止工事士**、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

(略)

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 災害が発生した場合、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め、多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の把握・連絡

- 地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに非常本部等に連絡するものとする。

(2) 被害情報の収集・連絡

- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、災害発生後、施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲に関する第1次情報など緊急に必要な情報は災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。
- 本省内各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、非常本部等に報告するものとする。

第14編 その他の災害に共通する対策編

□非常本部等は、所管施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理官邸にも連絡するものとする。

□非常本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。

□非常本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。

□応急対策活動情報に関し、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

□非常本部等または本省内各局は、必要に応じ、現地に対して災害に関する情報の収集・連絡等を行う要員を派遣するものとする。

□被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

□地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、衛星小型画像電送装置（以下「Ku-SAT」という。）等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

□災害により甚大な被害が発生した場合、非常本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、非常本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させることができるものとする。

□災害により甚大な被害が発生した場合、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合、その旨非常本部等に要請するものとする。非常本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等に対し、出動を指示するものとする。

□災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。

□ヘリコプターによる情報収集は、目視・テレビカメラの他、赤外線撮影装置、立体写真撮影装置等を活用するなど、ヘリコプター活用に関するマニュアルに基づき多面的に行うものとする。

□地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信車の出動を要請する場合には、その旨を非常本部等に報告するものとする。非常本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

□災害直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ監督測量船により調査を行うものとする。

第2 通信手段の確保

□非常本部等は、所管施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

□非常本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。

□非常本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。

□応急対策活動情報に関し、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

□非常本部等または本省内各局は、必要に応じ、現地に対して災害に関する情報の収集・連絡等を行う要員を派遣するものとする。

□被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

□地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、Ku-SAT、CCTV等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

□災害により甚大な被害が発生した場合、非常本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、非常本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させることができるものとする。

□災害により甚大な被害が発生した場合、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合、その旨非常本部等に要請するものとする。非常本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等に対し、出動を指示するものとする。

□災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。

□ヘリコプターによる情報収集は、目視・テレビカメラの他、赤外線撮影装置、立体写真撮影装置等を活用するなど、ヘリコプター活用に関するマニュアルに基づき多面的に行うものとする。

□地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信車の出動を要請する場合には、その旨を非常本部等に報告するものとする。非常本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

□災害直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ監督測量船により調査を行うものとする。

第2 通信手段の確保

第14編 その他の災害に共通する対策編

□災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
・直ちに**専用マイクロ回線**等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、**専用マイクロ回線**等情報通信施設の点検は、電気通信施設の点検に関する**マニュアル**によるものとする。
・移動無線電話システム、衛星通信システム、携帯電話、自動車電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

(略)

第4節 災害発生直後の施設の緊急点検

□国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。

(1) 河川管理施設等

□災害発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検を実施するものとする。

(2) 道路施設

□災害発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

(3) 港湾施設

□災害発生直後に、港湾施設の緊急点検を行い、危機管理情報システムに基づき、使用の可否等の判断や復旧活動に資するものとする。

(4) 航空施設

□災害発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、航空管制施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。

(5) 都市施設

□都市公園等**都市施設**の点検を実施するとともに、避難地、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(略)

第7節 災害発生時における交通の確保等

第1 道路交通の確保

□道路施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。

□災害発生時における救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、被災地方公共団体等他の道路管理者及び関係機関と連携を図りつつ計画的に道路啓開を実施するものとする。

□災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
・直ちに**専用通信施設**等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、**専用通信施設**等情報通信施設の点検は、電気通信施設の点検に関する**基準等**によるものとする。
・移動無線電話システム、衛星通信システム、携帯電話、自動車電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

(略)

第4節 災害発生直後の施設の緊急点検

□国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。

(1) 河川管理施設等

□災害発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検を実施するものとする。

(2) 道路施設

□災害発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

(3) 港湾施設

□災害発生直後に、港湾施設の緊急点検を行い、危機管理情報システムに基づき、使用の可否等の判断や復旧活動に資するものとする。

(4) 航空施設

□災害発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、航空管制施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。

(5) 都市施設

□都市公園の点検を実施するとともに、避難地、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(略)

第7節 災害発生時における交通の確保等

第1 道路交通の確保

□道路施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。

□災害発生時における救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、被災地方公共団体等他の道路管理者及び関係機関と連携を図りつつ計画的に道路啓開を実施するものとする。

第14編 その他の災害に共通する対策編

□災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。

□建設業者等との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第2 海上交通の確保

□開発保全航路について、早急に状況調査を行い、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物の除去等を行い、航行の安全確保に努める。

□災害発生時における住民避難や緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者と連携を図りつつ、港湾施設の被害状況を早急に把握し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。

□建設業者等との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めるものとする。

(略)

第12節 地方公共団体等への支援

□地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、資機材の提供等

□地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、監督測量船、衛星通信車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする

□地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行(航)状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

□災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

□応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災アドバイザー等の専門家の派遣を行うものとする。

第2 避難活動

□地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難地、避難路の状況、土砂災害危険箇所の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。

□地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第3 応急仮設住宅の建築支援等

□災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。

□建設業者等との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第2 海上交通の確保

□開発保全航路等について、早急に状況調査を行い、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物の除去等を行い、航行の安全確保に努める。

□災害発生時における住民避難や緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者と連携を図りつつ、港湾施設の被害状況を早急に把握し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。

□建設業者等との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めるものとする。

(略)

第12節 地方公共団体等への支援

□地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、資機材の提供等

□地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、監督測量船、衛星通信車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする

□地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行(航)状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

□災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

□応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

第2 避難活動

□地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難地、避難路の状況、土砂災害危険箇所の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。

□地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第3 応急仮設住宅の建築支援等

第14編 その他の災害に共通する対策編

□ 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

□ **都市基盤整備公団**再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。

□ 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害による被害を受けることがないよう、都道府県等に対し、土砂災害危険箇所の位置等必要な情報の提供を行うものとする。

第4 飲料水の確保、支援等

□ 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係**公団**の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。

□ 必要に応じ、都市公園等内の井戸の利用について助言を行うものとする。

第5 消防活動への支援

□ 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

第13節 被災者・被災事業者に対する措置

第1 被災者等への対応

□ 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

□ 本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

□ 関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

□ 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

□ 被災地方公共団体から関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等を要請できるよう必要な情報提供を行う。また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

第2 被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

□ 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の陸運支局での車検の実施、**海技従事者**国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用

□ 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

□ **都市再生機構**保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。

□ 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害による被害を受けることがないよう、都道府県等に対し、土砂災害危険箇所の位置等必要な情報の提供を行うものとする。

第4 飲料水の確保、支援等

□ 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係**公共機関**の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。

□ 必要に応じ、都市公園等内の井戸の利用について助言を行うものとする。

第5 消防活動への支援

□ 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

第13節 被災者・被災事業者に対する措置

第1 被災者等への対応

□ 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

□ 本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

□ 関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

□ 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

□ 被災地方公共団体から関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等を要請できるよう必要な情報提供を行う。また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

第2 被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

□ 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の陸運支局での車検の実施、**海技士**国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行

第14編 その他の災害に共通する対策編

を行うよう努める。

第3 適切かつ公正な輸送サービスの提供

- 被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者等による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。
- 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第14節 災害発生時における広報

- 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ**正確かつきめ細やかな**情報をマス・メディア、インターネット等を通じて適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。
- 非常本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。
- 地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

(略)

第3章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興の基本方針

- 地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方向を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導・助言を行うものとする。
- 被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。
- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。
- 政府の復興対策本部が設置された場合には、職員を参加させるとともに、同本部と密接な連携の上、被災地方公共団体に対する復興支援を行う。

第2節 災害復旧の実施

第1 査定の早期実施

- 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止、道路、港湾、空港、下水道、公園、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに査定を実施して事業費を決定し、早期復旧に努めるものとする。また、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため、特に必要がある場合には、応急本工事を実施するものとする。

うよう努める。

第3 適切かつ公正な輸送サービスの提供

- 被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者等による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。
- 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第14節 災害発生時における広報

- 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて**迅速・**適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。
- 非常本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。
- 地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

(略)

第3章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興の基本方針

- 地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方向を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導・助言を行うものとする。
- 被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。
- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。
- 政府の復興対策本部が設置された場合には、職員を参加させるとともに、同本部と密接な連携の上、被災地方公共団体に対する復興支援を行う。

第2節 災害復旧の実施

第1 査定の早期実施

- 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止**施設**、道路、港湾、空港、下水道、公園、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに査定を実施して事業費を決定し、早期復旧に努めるものとする。また、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため、特に必要がある場合には、応急本工事を実施するものとする。